## 特定(小規模)給食施設変更届 記入要領

この変更届は、健康増進法第20条第2項及び川崎市健康増進法施行細則第5条第2項の規定により 特定給食施設の設置者に、川崎市健康増進法施行細則第8条第2項の規定により小規模給食施設の設置 者に、届出を求めるものです。

給食を委託している場合も、委託者である当該施設の設置者が届出をしてください。 届出先は、施設の所在地を管轄する保健所支所です。

届出日		提出日を記入してください。変更を生じた日から1か月以内に届け出て
		ください。
住所・氏名・電話番号		施設の設置者(例:病院の理事長、事業所の代表取締役社長等、法人にあ
(施設の設置者欄)		たっては代表者)の住所・氏名・電話番号を記入してください。
届出根拠		特定給食施設においては「健康増進法第20条第2項前段」に、小規模給
		食施設においては「川崎市健康増進法施行細則第8条第2項」にレ印を記載
		してください。
1	施設の名称	施設の正式名称を記入してください。
2	所在地	施設の所在地を記入してください。
3	変更年月日	変更を生じた日を記入してください。
4	変更前	変更前の届出内容を記入してください。
		(例:設置者の氏名 株式会社○○ 代表取締役社長○○○○)
5	変更後	変更後の届出内容を記入してください。
		(例:設置者の氏名 株式会社○○ 代表取締役社長△△△△)
		「1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数食数の変更」の例は、次の
		とおりです。
		・「健康増進法で定める管理栄養士を置かなければならない特定給食施設
		⇔(健康増進法で定める管理栄養士を置かなければならない特定給食
		施設ではない) 特定給食施設」の施設規模の変更を伴う食数の変更があ
		るとき
		<ul><li>・「特定給食施設⇔小規模給食施設」の施設規模の変更を伴う食数の変更</li></ul>
		があるとき
		<ul><li>・「小規模給食施設⇔小規模給食施設には該当しない給食施設」の施設規</li></ul>
		模の変更を伴う食数の変更があるとき(令和4年11月1日以降に、食
		数増加により初めて小規模給食施設に該当する場合は、変更届ではな
		く開始届を提出してください。)